

令和5年度鹿児島県 クリーニング師試験問題（学科試験）

試験実施日：令和5年11月12日

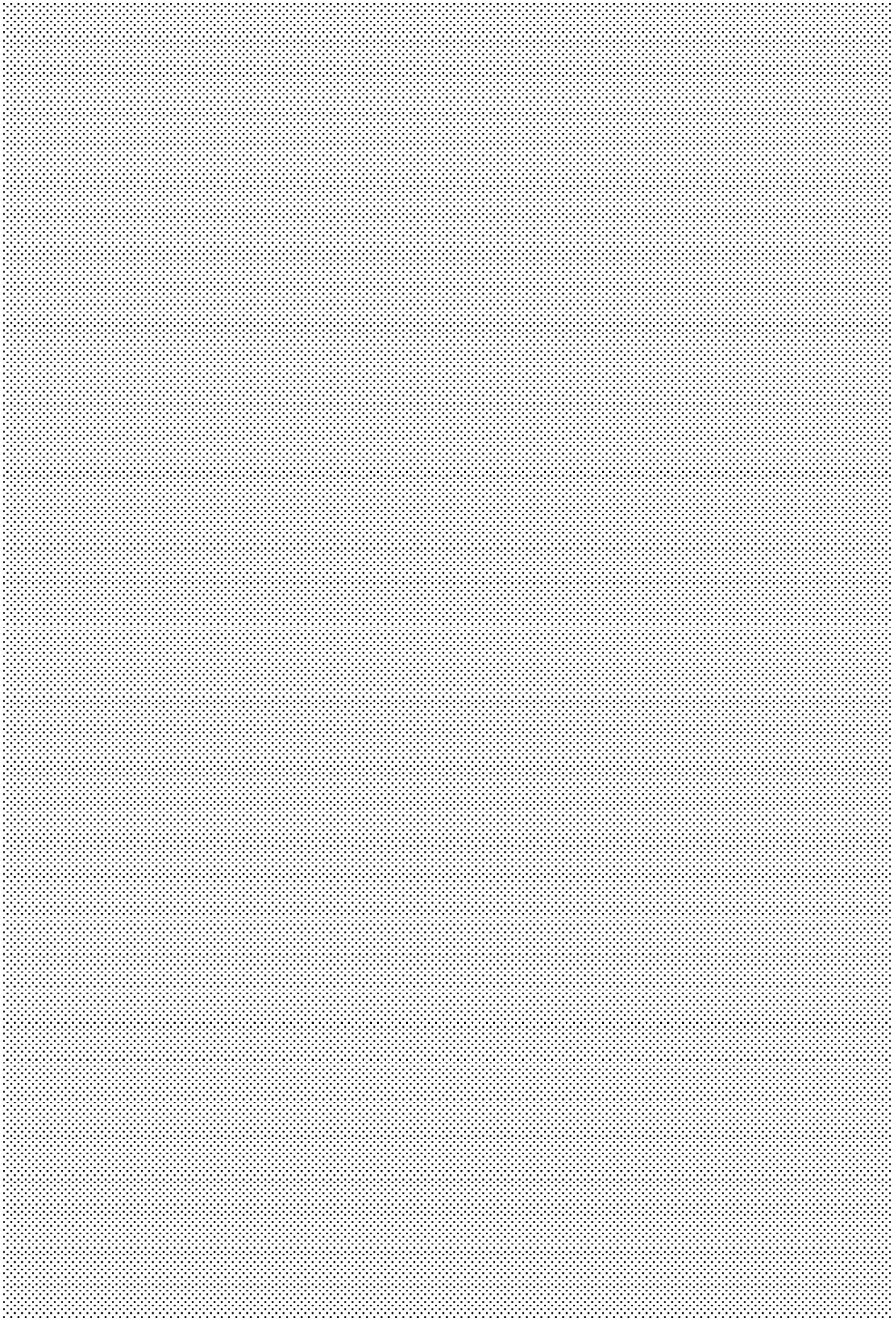
指示があるまで開いてはいけません。

試験時間
10時20分～11時50分

試験科目	出題数
衛生法規	20問
公衆衛生	20問
洗たく物の処理	20問

〔受験上の注意〕

- 1 机の上の番号と受験番号を確認し、受験票を机の上に置いてください。
- 2 机の上には、鉛筆、消しゴム、時計等必要なもの以外は、置かないでください。
- 3 計算機、携帯電話等は使用できません。電源を切ってその他の荷物と一緒に机の下に置いてください。
- 4 試験開始から30分間は退出できません。30分経過してから退出される場合は、着席したまま手をあげて係員に知らせ、解答用紙が回収された後に、許可を得て静かに退出してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 解答用紙に受験番号及び氏名を記入し、解答は必ず解答用紙に記入してください。
- 7 試験問題は持ち帰って構いません。



【衛生法規に関する知識】

1 次の文章は、クリーニング業法について述べたものである。次の文章の（ ）の中に下記の語群から正しい語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。

(5点×10問=50点)

- (1) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と（ア）しておき、これを洗濯するときは、その前に（イ）すること。ただし、洗濯が（イ）の効果をもつ方法によつてなされる場合においては、（イ）しなくてもよい。（法第3条第3項第5号）
- (2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、（ウ）で定めるところにより、利用者に対し、（エ）を明示しなければならない。（法第3条の2第2項）
- (3) 営業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)ごとに、（オ）以上の（カ）を置かなければならない。（法第4条）
- (4) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、（キ）が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための（ク）を受けなければならない。（第8条の2第1項）
- (5) 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が（ケ）不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を（コ）することができる。（法第9条）

(語群)

1 滅菌	2 消毒	3 水洗い	4 研修
5 都道府県知事	6 公衆衛生上	7 経営上	8 試験
9 市町村長	10 停止	11 クリーニング師	12 講習
13 改善	14 認可	15 従業員	16 厚生労働省令
17 区分	18 一緒に	19 苦情の申出先	20 条例
21 一人	22 二人	23 洗濯料金	24 政令
25 三人			

2 クリーニング業法令で定められた、クリーニング業及びクリーニング所に関する事項のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。
(5点×10問=50点)

- (1) 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。
- (2) 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から三年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に十分の一を乗じて得た数の者を選び、その者に対し法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を受けさせるものとする。
- (3) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- (4) 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- (5) クリーニング業の営業者が講ずべき衛生措置等については、クリーニング業法にのみ規定されており、条例には規定されていない。
- (6) 営業者の衛生措置として、洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくことや洗濯物をその用途に応じ区分して処理することが必要である。
- (7) セルフサービスによる「コインオペレーションクリーニング施設（通称コインランドリー）」についても、クリーニング業に該当する。
- (8) クリーニング所は、洗濯物の処理及び衛生管理に支障のない広さ及び構造を有するものとし、住居及び他の営業の用に供する施設と区画する必要がある。
- (9) 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が法の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならないとされているが、この規定に違反してクリーニング所を使用していた場合、5千円以下の罰金に処される可能性がある。
- (10) 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも五台備えなければならない。ただし、脱水機の効用を有する洗たく機を備える場合であっても、脱水機は、備えなければならない。

【公衆衛生に関する知識】

1 次の文章の（ ）の中に，下記の語群から最も適当な語句を選び，その番号を解答欄に記入しなさい。ただし，同じ番号を複数回使用することはできません。

（5点×8問＝40点）

- (1) (ア)において、「健康とは，肉体的，精神的及び社会的に完全によい状態にあることであり，単に疾病又は虚弱でないということではない。及ぶ限り最高の健康水準を享受することは，人種，宗教，政治的信条，経済状態のいかんを問わず，すべての人間の（イ）である。」と定められている。
- (2) クリーニング師は，クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者である旨を十分認識し，施設・設備等の衛生管理，有機溶剤等の適正な使用管理，衛生的で安全な従事環境の確保等について，当該クリーニング所の他の従業者に（ウ）から関与すること。
- (3) クリーニング業の施設がかかわる感染症としては，病院リネンを介した（エ）による血流感染症の集団事例がある。（エ）は，一般的には，毒性が弱いため，除菌する必要がないものの，（エ）が形成する（オ）は，熱やアルコールには抵抗性があるため，極端に抵抗力の低い患者が利用する病院リネンにおいては，規定に基づいた消毒をする必要がある。
- (4) クリーニング所が直接公共用水域に有害物質を排出する場合，（カ）の特定施設としての規制があり，公共下水道に排出する場合，（キ）の特定施設としての規制がある。
- (5) 標準営業約款（Sマーク）制度は，（ク）保護のための制度で，技術水準や事故の場合の補償制度などを完備した旨の登録を行った店には，Sマークの表示がされている。

（語群）

1 芽胞	2 レジオネラ属菌	3 セレウス菌
4 細胞膜	5 指導的立場	6 ノロウイルス
7 消費者	8 同等の立場	9 基本的権利
10 営業者	11 クリーニング業法	12 基本的主張
13 WHO憲章	14 日本国憲法	15 下水道法
16 水質汚濁防止法	17 労働安全衛生法	18 大気汚染防止法

- 2 次のA群にもっとも関係の深いものをB群の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。
(5点×6問=30点)

【A群】

- (1) 食中毒
- (2) 公衆衛生
- (3) エイズ
- (4) 温室効果ガス
- (5) 揮発性有機化合物
- (6) 特定フロン

【B群】

- 1 H C F C
- 2 P M 2 . 5
- 3 ノロウイルス
- 4 H I V
- 5 C O ₂
- 6 ウィンズロー


- 3 次の文書のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。
(5点×6問=30点)


- (1) クリーニング業法の目的の一つとして、「利益者の利益の擁護を図ること」はない。
- (2) 貸しおしぼりについては、おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準が示されており、指導基準では、消毒効果のある塩素剤を使用する方法と、熱湯又は蒸気による消毒後洗濯する方法が挙げられている。
- (3) P R T R制度とは化管法に基づく環境汚染物質の排出移動登録制度のことであり、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどのくらい環境中に排出されたのか等のデータを把握して、それを集計し、公表する仕組みである。
- (4) メタン、一酸化二窒素は、オゾン層を破壊する作用があることがわかり、モントリオール議定書によって、当該物質の削減・廃止への道筋が定められた。
- (5) 感染症とは、ウイルス、寄生虫、細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、それらの病原体が原因となり、発熱、下痢、咳等の症状が出ることをいう。
- (6) クリーニング所における衛生管理要領において、従業員が結核に罹患した場合、当該従業員を作業に従事させないことが規定されているが、保健所に届け出る必要はない。

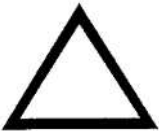
【洗たく物の処理に関する知識】


1 次の洗濯絵表示の意味として、正しいものに○印を、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。


(5点×6問=30点)


- (1)  液温は、40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。

- (2)  液温は、30℃を限度とし、弱い手洗いがよい。
洗濯機は使用できない。

- (3)  塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。

- (4)  日陰でのぬれつき干し乾燥がよい。

- (5)  底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる。

- (6)  石油系溶剤（蒸留温度150℃～210℃，引火点38℃～）でのドライクリーニング処理ができる。通常の処理

2 次の文章の () の中から正しいものを一つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(5点×6問=30点)

- (1) 油性汚れ(溶剤に溶ける汚れ)には、(①汗・アルコール、②化粧品・ペンキ、③墨汁・カビ)がある。
- (2) ドライクリーニングのチャージシステムは、あらかじめドライ溶剤に(①0.5～1%、②5～10%、③15～20%)のドライソープを添加しておいて洗う方法で、一般的なドライクリーニングシステムである。
- (3) (①ナイロン、②ポリエステル、③アクリル、④ビニロン)は、ポリアミド系合成繊維の一般名であり、世界最初の合成繊維である。衣料品に使われるタイプとして、6(ロク)と66(ロクロク)がある。
- (4) (①プリーツ加工、②ワッシャー加工、③エンボス加工、④ピーチ加工)は、織物を凹凸のついた加熱ローラーと、紙や綿のローラーの間に通して、凹凸のある模様を付ける加工である。
- (5) ウェットクリーニングは、素材へのダメージを抑えることを優先するため、一般に洗浄性が低い。(①水溶性汚れ、②油性汚れ、③不溶性汚れ)は、ドライクリーニングの5～25%程度しか除去できない。
- (6) ワイシャツやシーツなど、水に対する耐久性のある衣料品を、石けん、洗剤、アルカリ剤、漂白剤などを用いてドラム式洗濯機で温水洗いする洗濯方法を(①ランドリー、②ドライクリーニング、③ウェットクリーニング)という。

3 次の文章の（ ）の中に、下記の語群から最も適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。
(5点×8問=40点)

- (1) 毛皮の特徴としては、(ア) 温や高湿度に弱いことと虫が付きやすいことが挙げられる。その保管温度は(イ)、湿度45~50%が最適である。
- (2) シミ抜きに応用する基本作用の一つである(ウ)作用とは、薬品を利用してシミの性質を変化させて除去する作用である。
- (3) 市販の水溶性のシミ抜き剤には、アルカリ性のものと酸性のものがあり、タンニン系のシミには(エ)のシミ抜き剤を使用する。
- (4) Super表示とは、(オ)の原料の細さを示すもので、繊度(繊維の太さ)の細かい原毛を使用した毛織物のことである。(カ)ミクロンをSuper80'sとし、原毛の直径が0.5ミクロン細くなるごとに、Super表示が10大きくなる。
- (5) 仕上げは普通アイロン、プレス機、シーツロール機で行うが、標準仕上げの上限温度(JIS L 0001)は、ポリエステルが(キ)である。
- (6) 皮革のクリーニングは、石油系溶剤又は(ク)を使用し、皮革用の特殊な洗剤や加脂剤を添加して、汚れの状態や色、動物の種類などによってクリーニング時間を決める。

(語群)

1	150℃	2	200℃	3	19.75	4	29.75	5	9.75
6	溶解	7	潤滑	8	化学	9	低	10	高
11	中性	12	アルカリ性	13	絹	14	ウール	15	綿
16	酸性	17	-5~5℃	18	10~15℃	19	20~30℃		
20	アルカリ剤	21	ベンジン	22	テトラクロロエチレン				

令和5年11月12日

令和5年度鹿児島県クリーニング師学科試験 解答用紙

受験番号	
氏名	模範解答

【衛生法規に関する知識】

問1 (5点×10問=50点)									
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
17	2	16	19	21	11	5	4	6	10

問2 (5点×10問=50点)									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	×	○	○	×	○	×	○	○	×

【公衆衛生に関する知識】

問1 (5点×8問=40点)							
(1)		(2)	(3)		(4)		(5)
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
13	9	5	3	1	16	15	7

問2 (5点×6問=30点)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
3	6	4	5	2	1

問3 (5点×6問=30点)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
×	○	○	×	○	×

2枚目へつづく

【洗たく物の処理に関する知識】

問 1 (5点×6問=30点)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
×	×	○	○	×	○

問 2 (5点×6問=30点)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
②	①	①	③	②	①

問 3 (5点×8問=40点)							
(1)		(2)	(3)	(4)		(5)	(6)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
10	18	8	16	14	3	1	22